

議員提出議案第1号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成17年2月17日

川崎市議会議長 坂本 茂 様

提出者	川崎市議会議員	佐藤 光 一
	〃	潮田 智 信
	〃	長瀬 政 義
	〃	嶋崎 嘉 夫
	〃	浅野 文 直
	〃	雨笠 裕 治
	〃	玉井 信 重
	〃	飯塚 正 良
	〃	平子 瀧 夫
	〃	岩崎 善 幸
	〃	菅原 進
	〃	竹間 幸 一
	〃	佐藤 喜美子

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「健康福祉局」の次に「、病院局」を加える。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

提 案 理 由

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものである。